

令和5・6年度(2023・2024年度)

入札参加資格審査申請要領

(測量・建設コンサルタント等：追加)

宝塚市

宝塚市又は宝塚市上下水道局並びに宝塚市立病院が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る入札及び随意契約に参加するため、資格審査を受けようとする方は、下記要領により申請書類を提出してください。

記

- 参加資格 下記のいずれかに該当し、かつ、「9.注意事項」に記載する全ての内容について承諾できる者であること。
 - 申請日現在において、令和5・6年度宝塚市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）へ登録されていない者で、かつ、申請日現在において、測量法、建築士法、計量法、土地家屋調査士法、不動産の鑑定評価に関する法律、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程の各規程に基づき、その営業について必要とする登録等の許可を受けている者（法律上許可を必要としない場合は不要）
 - 令和5・6年度入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録済みであり、かつ宝塚市に本社（本店）を有する者で、取引希望種目の変更又は追加を希望する者（この場合、「様式1」及び「営業に関し法律上必要とする登録等の許可又は証明書」以外の提出は不要です）
- 申請期間 令和6年(2024年)5月8日(水)～令和6年(2024年)5月22日(水) 消印有効
※期間終了後の申請は、理由の如何にかかわらず受付しません。
- 申請方法 原則として電子申請及び別送書類の郵送とする。
(インターネットが利用できない等の場合には、紙のみの申請でも可とする。但しこの場合でも、受付は郵送のみとし、窓口での受付は行いません。)
- 申請窓口 〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1-1
(郵送先) 宝塚市役所 総務部 契約課
TEL 0797-77-2008 (ダイヤル) fax 0797-72-1419
TEL 0797-71-1141 (代表)
- 参加資格の有効期間 令和6年(2024年)7月1日～令和7年(2024年)6月30日(1年間)

6 申請書類

別表「申請書類一覧表」のとおり

- ※ 申請書到着日をもって仮受付を行います。申請書類に不備等がある場合は「不足書類指示書」を送付しますので、書類を別に指定する日までに提出して下さい。提出がない場合は参加資格者名簿に登録されません。
- ※ 証明書類の証明日は、令和6年(2024年)1月1日以降であれば有効(申請書類提出日までに内容に変更がないものに限る。)としますが、なるべく新しいものを提出してください。ただし、宝塚市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)は、令和6年(2024年)4月8日以降のもののみ有効とします。
- ※ 宝塚市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)は、市役所市税収納課へ申請してください。申請日から遡って1カ月以内に納付された場合は、その領収書を持参の上申請してください。
- ※ 個人事業主の方で、財務諸表を所得税確定申告書により提出される方は、必ずマイナンバーが見えない状態(黒塗りなど)にした上で写しを作成して下さい。
- ※ 障害者優先調達推進法の施行に伴い、障害者の雇用の推進に関する法律に定める法定雇用率の順守のため、その対象となる事業主においては、公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写しを添付してください。

7 提出部数

1部

- ※ 契約課へ申請書類を提出された方は、市上下水道局及び市立病院へ別途申請書類を提出する必要はありません。

8 書類のとじ方

申請書類は、必ず別表「申請書類一覧表」の番号順に揃えてください。

本市のファイルを用いてとじますので、申請者は、申請書類を綴りひもやホッチキス等とじないでください。クリップ、透明フォルダ等を使用してください。

9 注意事項

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、入札及び随意契約の参加資格を認めません。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年間を経過しない者
 - ③ 前号に該当する者を、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (2) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(以下「暴力団排除条例」という。)第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱(以下「暴力団排除要綱」という。)第5条に基づき、必要がある場合には、申請者が暴力団等に関係するかどうかを警察署長に照会します。なお、警察署長からの回答により、申請者が暴力団等に関係すると認められる場合には、入札及び随意契約への参加資格を認めません。

- (3) 暴力団排除条例第7条及び暴力団排除要綱第3条第1号の規定に基づき、本市は申請者に対して要領別紙の誓約書の内容について全て同意するよう求め、申請者は誓約書の内容に全て同意のうえ、申請を行ったものとみなします。従って、同意できない者は申請書を提出することができません。
- (4) 入札参加資格者名簿に登載した者は、本市と契約を締結する際は必ず、契約案件ごとに上記の誓約書を提出すること。本市は誓約書が提出できない者を契約の相手方とはしません。
- (5) 納税証明書については、国税、宝塚市税とも指定様式の提出がない場合は、参加資格を認めません。ただし、災害等（コロナウイルス関連を含む）により地方税法又は国税通則法の規定に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合は除きますが、その場合は納付特例を受けていることがわかる書類をご提出ください。
- (6) 申請書類の記載にあたり、虚偽の事項を記入した場合又は必要な事項が脱落している場合は、受付できませんので、注意してください。
- (7) 参加資格を認めた後において、申請書類の記載にあたり虚偽の事項を記入したことが発覚した時には、参加資格を取り消し、有資格者名簿から抹消します。
- (8) 申請書類の提出後に、その内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに「変更届」（任意の様式可、業者番号記入のこと）を持参又は郵送にて契約課へ届け出てください。
- (9) 事務所、役員又は使用人等が本市指名停止基準に挙げた事象に該当したときは、ただちに届け出てください。

10 審査完了の通知について

審査の結果、申請書類に不備がなければ、提出いただく返信用封筒で「令和5・6年度(2023・2024年度) 入札参加資格認定についての通知」を送付いたします。通知は、令和6年(2024年)6月下旬に発送予定です。

返信用封筒(規格:長型3号)

宛名欄には必ず申請者の郵便番号、所在地商号又は名称を記入し、切手(84円)を貼付すること。

11 参加資格者名簿の公開

参加資格者名簿は、令和6年(2024年)7月1日以降に契約課窓口及び市のホームページ上にて公開いたします。

◆宝塚市ホームページ <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>

なお、公開する業務分類は、希望第1順位の取引希望種目のみとし、業者番号、商号、住所、及び電話番号と併せて掲載します。

誓約書

私は、宝塚市が「宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例」（以下「暴力団排除条例」という。）及び「宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱」（以下「暴力団排除要綱」という。）に基づき、貴市が行うすべての契約等からの暴力団を排除していることを認識したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 暴力団排除条例第2条第1号の暴力団、第2号の暴力団員、第3号の暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しません。
- 2 暴力団排除要綱第5条により兵庫県宝塚警察署長（以下「署長」という。）へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿を提出します。
- 3 暴力団等に該当する者を下請負人（一次及び二次下請負人以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は原材料の購入契約その他本工事請負契約等の履行に関連する契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としません。
また、署長への照会の結果又は署長からの通報により、下請負人等が暴力団等に該当することが明らかになった場合には、受注者の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。
もし、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- 4 当該契約に関して受注者として下請人等と契約を締結した際、下請負人等に対し宝塚市長あて誓約書の提出を求め（一次下請負人が二次下請負人と契約を締結した際は、二次下請負人に対し宝塚市長あて誓約書の提出を求め、以降全ての下請負人間の契約についても同じ。）、受注者の責任において貴市に対して当該誓約書を提出します。
また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が署長への照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提出します。
- 5 当該契約の履行に伴い、暴力団等から暴力団排除要綱第10条第1項に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、貴市に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行います。
また、下請負人等に対し、暴力団等から不当介入を受けたときは、受注者を通じて貴市に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導します。
- 6 暴力団等に該当することが明らかになった場合、署長からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

年 月 日

宝塚市長様

入札参加資格の申請に際しては、申請書類の提出をもって上記誓約書の内容に同意したものとみなします。

この誓約書は、今回の申請に際して提出の必要はありませんが、契約の際には案件ごとに提出して頂くことを条件としますので、内容をよく確認の上、申請してください。

(別表) 申請書類一覧表

(※…No. 2 及び No. 4 については押印必須)

No	申請書類	内 容	交 付 場 所 等	法人	個人	
1	入札参加資格 審査申請書 (測量・建設コンサル等)	様式1 電子申請の場合は、システムに 入力、送信時にプリントアウト したものを添付すること。	別添書類使用	○	○	
2	委 任 状	様式2 代表権のない者に権限を委任す る場合のみ提出してください。 委任しない場合は不要です。	別添書類使用	△	△	
3	宝塚市内におけ る支店・営業所の 調 査 票	様式3 上記様式2「委任状」を提出さ れる方のうち、宝塚市内に所在 する支店・営業所にその権限を 委任される方のみ提出してくだ さい。 ※ 宝塚市外の支店・営業所の ものは不要です。	別添書類使用	△	△	
4	使 用 印 鑑 届	様式4	別添書類使用	○	○	
5	印 鑑 証 明 書	※写し可	法人…法務局 個人…住所地の市区町村	○	○	
6	代表者身分証明書	「禁治産又は準禁治産の宣告」及び「後見 の登記」並びに「破産宣告」の通知を受け ていない証明書(住民票ではありません。) ※写し可	本籍地の市区町村	×	○	
7	商業登記の謄本	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 ※写し可	法務局	○	×	
8	納 税 証 明 書 ※欄外の注意(4) もご覧下さい	(A) 国 税	法人税及び消費税 …納税証明様式(その3の3) ※写し可	税務署	○	×
			所得税及び消費税 …納税証明様式(その3の2) ※写し可	税務署	×	○
		(B) 宝 塚 市 税	市・県民税、固定資産税・都市計 画税、軽自動車税、国民健康保険 税…未納の税額がないことの証明 書(原本を提出してください) ※宝塚市に納税している方のみ提 出してください。 ※写し可	宝塚市役所市税収納課 <u>(※申請日から遡って1 カ月以内に納付した場合、 その領収書も持参してく ださい。)</u>	△	△

(次頁へ続く)

No	申請書類	内 容	交付場所等	法人	個人
9	営業に関し法律上必要とする登録等の許可又は証明書	測量業者登録証明書 建設コンサルタント登録証明書 地質調査業者登録証明書 補償コンサルタント登録証明書 建築士事務所登録証明書 計量証明事業者登録証明書 土地家屋調査士登録証明書 不動産鑑定業者登録証明書 (該当するものについて提出してください。)	国・都道府県等	○	○
10	財務諸表	「貸借対照表」及び「損益計算書」…最新1年分(個人業者は、所得税確定申告書の写しで代用することができますが、マイナンバーは見えない状態にした上で写しを取って下さい。)	申請者作成	○	○
11	I S O 認定書	取得者のみ写しを提出してください。 (認証期間と登録サイトがわかるもの)	各マネジメントシステム 審査登録機関	△	△
12	技術者経歴書	様式5(申請者の作成した技術者経歴書が様式5とほぼ同じ内容であれば代用は可。)	申請者作成	○	○
13	測量等実績調書	様式6(申請者の作成した測量等実績調書が様式6とほぼ同じ内容であれば代用は可。)	申請者作成	○	○
14	障害者雇用状況報告書の写し	公共職業安定所に提出した令和5年6月1日現在のもの ※障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく身体障害者又は知的障害者の雇用状況の報告義務がある者のみ	申請者作成	△	×
15	返信用封筒	入札参加資格認定通知の返信用封筒 (規格:長型3号84円切手を貼付すること)	申請者作成	○	○

- (注意) (1) ○…提出が必要 △…該当する方のみ提出 ×…提出不要
- (2) No.5・6・7・8(A)(B)・9・10・11・14は複写機による鮮明な写しをもって代用することができます。
- (3) 証明書類の証明日は令和6年(2024年)1月1日以降であれば有効(申請書類提出までの間に内容に変更がないものに限る。)としますが、なるべく新しいものを提出してください。ただし、No.8(B)については、令和6年(2024年)4月8日以降のもののみ有効とします。
- (4) No.8について、(A)国税(法人税、所得税及び消費税)の証明書は納税証明書(その3の2又は3)とし、(B)宝塚市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)は納税証明書(未納の税額がないことの証明書)とします。No.8(B)宝塚市税について、申請日から遡って1カ月以内に納付した場合、その領収書も提出してください。また、非課税で納税証明書がないときは非課税証明書を、法人設立等で納税証明書がないときは、その旨の申立書(様式任意)を提出してください。ただし、災害等(コロナウイルス関連を含む)により地方税法又は国税通則法の規定に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合は除きますが、その場合は納付特例を受けていることがわかる書類をご提出ください。

入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

私は、宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱に基づく誓約書の内容に同意した上で、宝塚市が行う測量・建設コンサルタント等に係る入札及び随意契約に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日
宝塚市長 様

※過去に登録のある場合は、「継続」を選択し、前回の業者番号を記入してください。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続	前回業者番号	
------	---	--------	--

申請者 (本社)	フリガナ		フリガナ	
	商号又は名称		代表者 職氏名	
	所在地	〒	電話番号	
FAX番号				
メールアドレス				
受任者	フリガナ		フリガナ	
	商号又は名称		受任者 職氏名	
	所在地	〒	電話番号	
FAX番号				
メールアドレス				
連絡先	担当者 氏名		電話番号	

会社の基本情報 ※原則として、申請日現在の状況を記載してください。

営業年数			自己資本額(千円)			資本金(千円)
事務職員 数(人)	技術職員 数(人)	営業員数 (人)	その他 (人)	合計(人)	内障 碍者雇 用人 数(人)	障 碍 者 法 定 雇 用 率 達 成 状 況
						<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> 該当しない

その他 ※下記の項目について、該当するものを選択してください。

宝塚市税	ISOの取得状況
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 9000s <input type="checkbox"/> 14000s

取引希望種目

※ 要領の「取引希望種目一覧表」から、取引を希望する主な種目を選んで、希望する順番に下記の欄に番号を記入してください。(例えば、建築一般の場合、番号は10となります。) すべての欄を埋める必要はありませんが、第1希望の欄は必ず記入してください。

第1希望	第2希望	第3希望

登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第 号	年 月 日
建設コンサルタント	第 号	年 月 日
補償コンサルタント	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日
計量証明事業者	第 号	年 月 日
建築士事務所	第 号	年 月 日
地質調査業者	第 号	年 月 日
不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
司法書士	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日

測量等実績高

(1) 入札参加資格希望業種区分	(2) 直前2ヶ年間の年間平均実績高 (千円)
測量	
建築関係建設コンサルタント業務	
土木関係建設コンサルタント業務	
地質調査	
補償関係コンサルタント業務	
その他	
合 計	

消費税を含まない額を記入してください。

セールスポイント *希望する業種種目の内容について、具体的に記載してください。

--

この面は白紙です

委任状

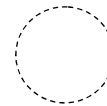
年 月 日

宝塚市長様

委任者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名



印鑑登録印
(実印)

私は、下記の者を代理人と定め、貴市との間における下記事項に関する一切の権限を委任します。

記

1 委任事項

- 見積又は入札すること。
- 契約を締結すること。
- 入札保証金及び契約保証金を納付し、還付請求し、受領すること。
- 契約代金を請求すること。
- 契約代金を受領すること。
- 復代理人を選任すること。

2 委任期間

令和6年(2024年) 7月 1日から

令和7年(2025年) 6月 30日まで

※ (様式4「使用印鑑届」の3「使用印」欄と
同一印を押印すること)

3 受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号 () ー



注意

- 委任事項を限定するとき（例えば、委任者自身が契約代金を受領するときなど）は、委任しない事項を横線で抹消のうえ訂正印を押してください。
- 委任事項を追加するときは、余白に追加した行数を記載し押印してください。

この面は白紙です

宝塚市内における支店、営業所の調査票

※宝塚市内に支店、営業所が所在し、その支店、営業所に契約締結等の権限を委任される方のみ作成してください。

〔※ 支店、営業所とは、建設業法上の許可を受け、現に人員を配置し、電話、机等什器備品を備え、事業活動を行っている事務所を言い、事務連絡のために置かれる事務所、作業所、資材置場等は除く。〕

支店、営業所の名称		支店、営業所の代表者・職・氏名		所在地	
				宝塚市	
従事者数（事務）	従事者数（技術）	電 話		F A X	
人	人				

宝塚市内における支店、営業所の所在地図

裏面に支店、営業所と判断できる事務所の外部写真と内部写真を貼付してください。

事務所外部写真

事務所内部写真

使用印鑑届

年 月 日

宝塚市長様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名



印鑑登録印
(実印)

私は、下記の印鑑を、貴市との間における下記事項に対して使用したいのでお届けします。

記

1 使用事項

- 1 契約を締結すること。(※書面の契約書(変更契約書含む。)請書は押印必須)
- 1 見積又は入札すること。(※紙入札の際の入札書及び委任状は押印必須)
- 1 入札保証金及び契約保証金を納付し、還付請求し、受領すること。
- 1 契約代金を請求すること。
- 1 契約代金を受領すること。

2 使用期間

令和6年(2024年)7月1日から

令和7年(2025年)6月30日まで

3 使用印

(契約行為に使用する印)

注意

- 1 使用事項を限定するときは、使用しない事項を横線で抹消のうえ、訂正印を押してください。ただし、この場合、上記の「使用事項」に記載する項目については、印鑑ごとに同じ様式の使用印鑑届を作成してください。
- 2 使用事項を追加するときは、余白に追加した行数を記載し押印してください。
- 3 いわゆる角印、丸印の両方を用いるか、一方のみを用いるかは申請者で判断してください。

この面は白紙です

技 術 者 経 歴 書 (申請日現在)

(様式5)

氏 名	法令による免許等		実 務 経 歴	経験年月数
	名 称	取得年月日		年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

記載要領

- 1 この表は、なるべく種類別(土木、建築、設備等)に作成してください。
- 2 「法令による免許等」の欄には、業務に関し、法律又は命令による免許、技術又は技能の認定を受けたものを記載してください。
(例:〇〇建築士、〇〇土木施工管理技師、土地家屋調査士等)
- 3 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、従事した職種及び地位を記載してください。

この面は白紙です

(登録業種区分)

測 量 等 実 績 調 書

(様式6)

発注者	元請又は 下請の別	件名	測量等対象の規模等	業務履行場所の ある都道府県名	請負代金の額 (千円)	着工年月	
						完成(予定)年月	
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月

記載要領

- 1 本表は、登録を受けた業種の各別又はその他の営業の種類各別に作成すること。
- 2 本表は、直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について記載すること。
- 3 下請については、「発注者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
- 4 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の段数・構造・延べ面積等を記載すること。
- 5 「請負代金の額」は消費税込みの金額を記載すること。

この面は白紙です

宝塚市の入札契約制度に関するアンケート調査

みなさまからのご意見をいただきたくご協力をお願いします。

【本アンケート調査について】

- 本アンケートは宝塚市に入札参加資格の申請をされている事業者を対象に、本市における入札契約制度のあり方、改正のニーズ、雇用・労働の現況について把握し、今後の本市の入札・契約制度の見直しに活用することを目的として実施します。
- 回答は任意です。ご記入いただきました内容については、集計の上、市の施策の検討に利用するほかには使用いたしません。
- アンケートの答えにつきましては、各設問にある四角の枠内にご記入ください。
なお、ご回答者の氏名の記入は不要です。
- ご不明な点につきましては、下記までご連絡ください。
- ご記入いただいた後は、入札参加資格申請の別送書類に同封にてご提出ください。
ご協力をいただきますよう、どうぞよろしくご願ひいたします。

【連絡先】宝塚市総務部契約課

電話：0797-77-2008

I. 会社の概要について

- (1) 入札参加資格の登録の種類と、第1希望としている取引希望種目（工事の場合は工種）をご記入ください。

登録の種類

工事の場合 → 1

コンサルの場合 → 2

物品等の場合 → 3

をご記入ください。

第1希望としている取引希望種目

(2) 本社所在地について、ご記入ください。

- 1. 宝塚市内
- 2. 宝塚市外

(3) 会社の方は、資本金について以下から選んでください（個人事業主の方は6を選んでください）。

- 1. 5百万円未満
- 2. 5百万円以上2千万円未満
- 3. 2千万円以上5千万円未満
- 4. 5千万円以上1億円未満
- 5. 1億円以上
- 6. 個人事業主

(4) 貴社（所）の現在の従業員数（常時雇用のみ、兼業職員を除く。）を教えてください。

正規従業員数

うち障害者雇用数

非正規従業員数

Ⅱ. 市の入札・契約制度に対する要望等について

(5) これまでの入札契約制度の変更（下記）の中で、貴社（所）の経営状態に影響（良い影響、悪い影響）を与えたものを選んでください。（複数回答可）

1. 電子入札の開始
2. 長期継続契約の施行
3. 総合評価方式による入札の試行
4. 変動型最低制限価格制度の試行
5. 入札参加条件に地域要件（市内に本社を有することなど）を付することの強化
6. 労働環境の確認のため、賃金台帳や労働環境報告書の提出を求めたこと
7. 工事において予定価格を事後公表に改めたこと
8. 特に影響を与えたものはない
9. その他

※良い影響（複数回答可）				※悪い影響（複数回答可）			

※その他を選んだ場合はこちらに具体的な内容をご記入ください。

(5-2) 上記の影響を与えたものがあつた場合に、具体的にどのような影響があつたのか、以下にその内容をご記入ください。

※具体的な影響の内容をご記入ください。

(6) 今後、貴社（所）にとって望ましい市場環境として、どのような入札・契約制度の整備を望みますか。（複数回答可）

1. 総合評価方式による入札の拡充
2. 分離・分割発注の促進
3. ダンピング受注対策の強化
4. 入札参加条件に地域要件（市内に本社を有することなど）を付することの強化
5. 予定価格の事前公表
6. 最低制限価格制度の拡充
7. 制限付き一般競争入札の拡大
8. 指名競争入札の拡大
9. 低入札価格調査制度の創設
10. 電子入札の拡大
11. 長期継続契約の積極的な運用
12. その他

※複数回答可			

※その他を選んだ場合はこちらに具体的な内容をご記入ください。

(7) その他のご意見、ご要望等がありましたら、自由にご記入ください。

Ⅲ. 本市と締結した契約（工事又は製造の請負契約、業務委託契約、物品の購入契約又は借入れ契約）に関わる労働者の賃金について

(8) 過去10年以内（平成26年4月以降）に本市で受注したことはありますか？

1. はい
2. いいえ → (14へ)

(9) 受注したことがある事業者にお聞きします。直近の案件で契約した内容は次のどの区分に該当しますか

1. 工事又は製造の請負契約
2. 業務委託契約（設計委託・測量委託含む）
3. 物品の購入契約又は借入れ契約（印刷・使用含む）

(10) 直近に本市で受注した業務等に従事した労働者は次のどの区分に該当しますか

※ ここでは、常勤労働者は、事業者から常勤で期間の定めがなく雇用されている者とし、非常勤労働者は、常勤労働者以外（パート労働者・派遣社員・その他）とします。

1. 常勤労働者
2. 非常勤労働者
3. 常勤労働者・非常勤労働者とも

(11) 直近に本市で受注した業務等に従事した常勤労働者と非常勤労働者に支払った最低の賃金（時間給）をそれぞれ教えてください。

※ 賃金（時間給）の考え方について、時間給はその額とします。また、日給の場合は日給÷1日の所定労働時間から算出した額とし、月給の場合は①基本給相当額+②基準内手当（通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）を1ヶ月の所定労働時間数で割り、1時間あたりに算出した額で記入してください。

1. 常勤労働者

 円

2. 非常勤労働者

 円

(12) 同業務等の実施において、市の契約と民間の契約と分けて賃金を計算していますか。

1. 分けて支払っている。
2. 分けていない。 → (14へ)

(13) 分けている場合、どちらの契約の方が賃金を高く支払っていますか。

1. 市の契約
2. 民間の契約
3. 賃金は同じ

--

IV 市内事業者の優先発注、総合評価について

(14) 市内事業者への優先発注について、どのように考えますか。

1. 更なる取組が必要である。(14-2へ)
2. これまでと同様でよい。
3. 取組は必要でない。(14-3へ)

--

(14-2) 「更なる取組が必要である」を選択した事業者にお聞きします。

取組として必要と考えるものを回答してください。(複数回答可)

1. 入札参加資格を市内中小企業だけに限定
2. 下請契約に市内中小企業を選定したことを評価する仕組み
3. 市内産の材料等を使用することを評価する仕組み
4. 分離・分割発注の拡大

※複数回答可			

(14-3) 「取組は必要でない」を選択した事業者にお聞きします。

取組が不要と考える理由について回答してください。

1. 入札参加を広く認め、競争性を高めるべき。
2. 入札は、価格で競争すべき。
3. 市内中小企業の技術力では対応できない場合がある。

--

(14-4) 市内事業者の優先発注に関する意見(自由記載)

--

(15) 本市では、社会的取組に努める事業者を入札等で評価する取組として、一部の案件で総合評価を試行実施しましたが、今後についてどう考えますか。

1. 更に取組を進める必要がある。(15-2へ)
2. 一部で適用する程度でいい。
3. 取組は必要でない。(15-3へ)

--

(15-2) 「更に取組を進める必要がある。」と選択した事業者にお聞きします
取組として必要と考えるものを回答してください。(複数回答可)

1. 労働環境の改善の取組を評価
2. 災害時の協力等の地域貢献の評価
3. 男女共同参画の積極的取組の評価
4. 環境への配慮に関する評価
5. 工事成績や施工能力に関する評価

※複数回答可			

(15-3) 「取組は必要でない。」を選択した事業者にお聞きします。
取組が不要と考える理由を回答してください。

1. 入札参加を広く認め、競争性を高めるべき。
2. 入札は、価格で競争すべき。
3. 社会的取組に関する報告の事務量や経費の増加に対応できない。

--

(16) 社会的取組に関して、事業者で積極的に取り組んでいるものは？(複数回答可)

1. ISO14001等環境マネジメントの取組
2. 障害者や高齢者の積極的雇用
3. 若者の雇用と担い手育成への工夫
4. 防災やボランティアの積極的な活動
5. 男女共同参画の推進に関する取組

※複数回答可			

(16-2) 社会的取組に努める事業者を入札等で評価することについての意見

--

ご協力、ありがとうございました。

この面は白紙です

入札参加資格者名簿登録業者 様

宝塚市では、第2次男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会実現に向けた様々な取組を進めています。そのひとつとして、入札参加資格申請の受付と併せ、「男女共同参画の取組に関するアンケート」を実施しています。このアンケートは、入札参加資格申請をされる事業者の方々に男女共同参画についてご理解いただくとともに、事業者の方々を対象とした市の男女共同参画に関する意識啓発方法等の施策の参考とさせていただくために実施するものです。

ご記入後、申請書と共にアンケート用紙を郵送で契約課へ送付していただくようお願いします。

男女共同参画の取組に関するアンケート

1 事業所の所在地について ※今回申請をされる事業者についてお答えください。(以下、同じ)

宝塚市内 兵庫県内（宝塚市を除く） 兵庫県外

2 従業員の状況について

- | | | | | | | |
|-----------------------------|----|---|----|---|----|---|
| (1) 従業員総数 | 女性 | 人 | 男性 | 人 | 合計 | 人 |
| (2) うち正規従業員 | 女性 | 人 | 男性 | 人 | 合計 | 人 |
| (3) うち非正規従業員 | 女性 | 人 | 男性 | 人 | 合計 | 人 |
| (パートタイマー、嘱託従業員、派遣社員、臨時従業員等) | | | | | | |
| (4) 従業員総数のうち管理職の人数 | 女性 | 人 | 男性 | 人 | 合計 | 人 |
- ※ただし、管理職とは、課長職相当以上の者とします。

3 育児・介護休業制度の有無について

- (1) 育児休業制度について
 就業規則等に明文化している 明文化はしていないが、慣行としてある
 明文化もしておらず、慣行もない
- (1) - 2 (1) で育児休業制度を明文化している及び慣行ありと答えた場合のみ、お答えください。
 育児休業取得率…女性 (%)、男性 (%)
 平均取得日数…女性 (日)、男性 (日)
- (2) 介護休業制度について
 就業規則等に明文化している 明文化はしていないが、慣行としてある
 明文化もしておらず、慣行もない
- (2) - 2 (2) で介護休業制度を明文化している及び慣行ありと答えた場合のみ、お答えください。
 介護休業取得率…女性 (%)、男性 (%)
 平均取得日数…女性 (日)、男性 (日)

4 男女共同参画の取組について ※実施している項目にチェックを入れてください。(複数回答可)

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けての取組に関して

- 在宅勤務制度 短時間勤務制度 フレックスタイム制度
 時差出勤制度 所定外労働をさせない制度
 事業所内の保育施設等の設置 育児・介護休業者復帰プログラムの実施 看護休暇制度
 その他 (具体的に)

(裏面に続きます)

☆ワーク・ライフ・バランスとは？

仕事（ワーク）と生活（ライフ）の調和をはかること。やりがいのある仕事をしながら、充実した私生活を送ること。ここでいう私生活には、育児・介護や家族との団らん、地域コミュニティでの活動などを含む。

(2) 従業者に対する就業の配慮に関して

- セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等防止に関する研修の実施
- セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等防止に関する方針をサービス規程に明記
- セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する相談窓口の設置
- 深夜業に従事する女性従業者の安全確保
- その他（具体的に） _____

(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」について

- 既に策定している 策定していない 今後、策定予定である 現在のところ策定予定はない

☆一般事業主行動計画とは？

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるため、次世代育成支援対策推進法により、事業主にも労働者が仕事と子育ての両立を図るため計画を策定することが義務付けられています。

また、女性活躍推進法が改正され、令和4年4月1日より、101人以上の労働者を常時雇用する事業主は、一般事業主行動計画を策定する必要があります（100人以下は努力義務）。

5 宝塚市の「男女共同参画社会づくりをめざす講師派遣事業」について

- 知っている 知らない

☆男女共同参画社会づくりをめざす講師派遣事業とは？

宝塚市が、市内の事業所等が実施する男女共同参画社会の実現を目的とした研修会等に、講師を派遣する事業。講師謝礼は宝塚市が負担します。ワーク・ライフ・バランスをテーマにした研修などに、ぜひご利用ください。

詳しくは、こちらをご覧ください。 ➡



6 就業の場での女性の管理職等への登用、男女の仕事と家庭、地域活動等との両立、男女共同参画の視点にたった取組に関する事業者としての実績、本市への要望、または意見など自由にお書きください。

7 業種、事業者名について

※事業者名は、記入いただかなくても構いません。

- 物品等 測量・建設コンサルタント等 建設工事

事業者名 _____

～ご協力ありがとうございました。登録関係書類に同封してご返送ください。～

この調査は、指名登録の審査及び指名競争入札の際の業者選定に影響するものではありません。

また、事業者が特定されるような内容を公表することはありません。

☆このアンケートに関するお問い合わせ先
宝塚市 人権平和・男女共同参画課
電話 0797-77-2013